

# 機密文書の処理

広域クリーンセンター大田原へは、事業者の皆様が機密文書を処分するために、大量の OA 用紙やシュレッダー古紙が搬入され、焼却処分されています。これらは、適正な分別・処理を行えば、再資源化することが可能です。

ごみの減量化やごみ処理費用の削減、環境保護のために、機密文書の再資源化にご協力ください。

当施設へ搬入した場合…

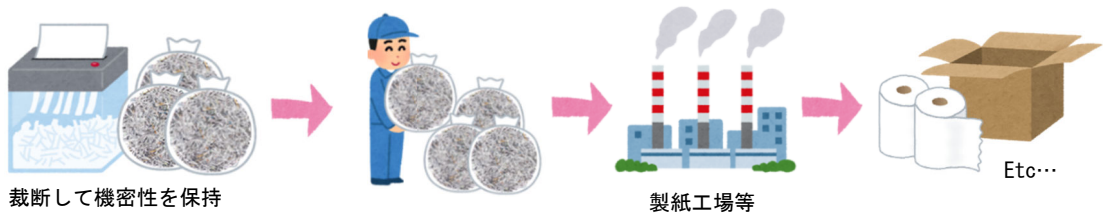


- ・紛失や盗難の危険性がある
- ・再資源化ができない
- ・ごみ処理費用が増加する
- ・環境への負荷がかかる（森林資源の減少や CO<sub>2</sub>、ダイオキシン類の発生等）

こんな問題点が！

## 💡 シュレッダーで裁断・売却

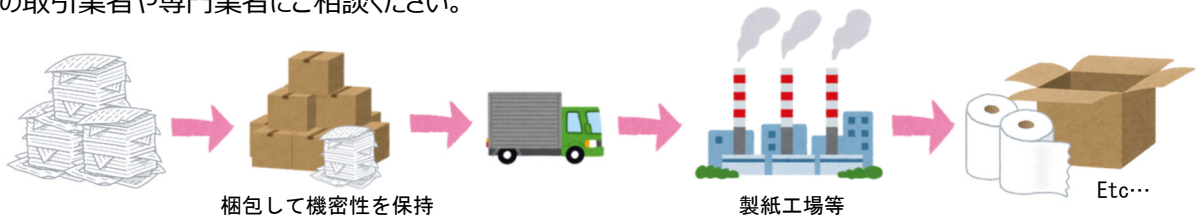
機密性を保持するために、シュレッダーによって裁断した機密文書は、古紙回収業者が買い取ってくれることがあります。また、大量の機密文書を一度に処理するために、出張裁断を行っている業者もあります。古紙回収業者や、契約中の一般廃棄物収集運搬許可業者にご相談ください。



- ※古紙の価格相場や、再資源化に適さないものが混ざることにより、専門業者が買取できないこともあります。
- ※シュレッダーの機種によっては、裁断によって紙の繊維が壊れ、再資源化が難しい場合があります。

## 💡 溶解処理をする

機密文書が一度に大量に発生した場合、シュレッダーで裁断するには大変な労力が必要になります。そのような時は、まとめて溶解処理することで、機密性を保ったまま資源化することが可能です。古紙の取引業者や専門業者にご相談ください。



## 日頃からの分別が大切です

日頃からの分別をお願いします！



当施設へ搬入される機密文書には、機密文書ではない紙やカタログ、パンフレット、封筒等の混入が多く見られます。これらは、分別すれば、焼却せずに資源化できるものです。日頃から分別し、できるだけ資源化を図ってください。

また、資源化する場合、金属やプラスチック、禁忌品と呼ばれる不適物等を取り除いてください。

資源化する時は、



金属、プラスチック、ひも等は取り除く



カタログ、パンフレット、封筒等は分別し、資源化



禁忌品（不適物、写真、複写式伝票、感熱紙等）は取り除き、焼却処分